

学生のための休み方改革

なぜ、この改革が必要なのか

- ・日本では「働き方改革」、「休み方改革」が行われているあまり変化がない
- ・社会人の有給取得率が 48.7% で世界最下位である(2016年)
- ・「休むことに罪悪感がある」という理由で取得しにくい
- ・学生には長期休暇などの「休むべき日」があるだけで「休みたい日に休む」ことが出来ない



日本は「自分が休みたい日に休めない」傾向にある

→教育の一貫として、より豊かな人生を歩む為に、学生の頃から「休み方」を考えるべきではないかと思った

解|決|策

学生でも有休をとることができること



- ・小学生と中学生は親が申請して休むことができる！
- ・高校生は自分が休みたい日に自分で休むことができる！

有休取得のルール

- ・評定平均 3.0 以上 (2 年以上)
- ・欠点を取ったらその学期は有休が取得できない
- ・関心、意欲、態度の評価が C だと有休が取得できない
- ・有休の申請は遅くとも 1 日前にはする (午前・午後有休は別)

※学校ごとに変更が可能

※午前有休・午後有休・1 日有休から選ぶことができる

※突発的なもの(発熱や風邪)は朝に連絡する

有休カレンダー

(例) 6月

日	月	火	水	木	金	土
					1 総休	2
3	4	5	6	7	8	9
			→			
10	11	12 模試	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28 期末 テスト	29	30
				→		

◀行事予定表とは別に、有休取得できる日を分かりやすく表示した有休カレンダーを作る

有休取得ができる日

- 入学式や卒業式、テスト、体育祭などの学校行事がある日は使うことができない
- 左の有休カレンダーでは、色がついている日は有休を取得することができない

※有休を取得する上で注意すること

- 1日休む、もしくは半日休むことになるので、授業に遅れる可能性があるが、その分は自己責任である

改革後…

過労死も少なくなる！？

▶有休制度があった学校の学生が社会人となり、有給を使うことに罪悪感を感じなくなる

家族との思い出が増える！？

▶学生が有休を取る日に親も有給を取ることで渋滞などを気にせずに家族との時間を過ごせる

皆勤賞もとれる！？

▶体調がどうしても優れない時に有休を使って体調を整えることができる

「自分が休みたい日に休むことができる」ようになる!!

